



新型コロナウイルス感染症対応 NiFAサッカー活動ガイドライン

Ver.1 2020.06.22

改訂 2021.01.25

改訂 2021.10.25

平素より、新潟県サッカー協会事業に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症防止対応」として、2021年4月に発出された「緊急事態宣言」及び「まん延防止宣言」等の重点措置は、同年9月30日をもって全都道府県で解除されました。原則として事業の延期・中止をお願いしてまいりましたが、政府の「解除宣言」を受け、主催事業を2021年10月以降、活動を再開しています。

活動を継続するにあたり、現在の感染状況をふまえ「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大のリスクを継続して最小限にするとともに、全てのサッカーファミリーが「安心」・「安全」に活動できる環境を提供する目安として、2021年1月19日付けJFA策定の「JFAサッカー活動再開に向けたガイドライン第9版」と現在（2021年10月15日）の新潟県の基準の変更と照らし合わせて、「新型コロナウイルス対応 NiFAサッカー活動に向けたガイドライン第3版」を策定しました。

事業や活動を実施する際には、今後も県、各自治体、教育委員会等から発信される情報にも十分注意をしながら、状況にあわせて最善のご判断での活動をお願いします。

2021年10月25日
一般社団法人新潟県サッカー協会
新型コロナウイルス感染症対策責任者
副会長兼専務理事 渡辺 滋

1. 活動再開における共通理解事項
- 2-1. 「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で提言された指標及び目安について
- 2-2. 活動の前提となる新型コロナウイルス感染状況のステージの確認
- 2-3. 新潟県が示す判断指標と主な対応
3. NiFAサッカー活動の目安
4. 部活動実施上の留意事項について（令和3年1月9日時点）
- 5-1. コロナ禍におけるサッカー活動実施にあたって
- 5-2. 事業・活動の実施時の感染防止策
6. 各種チェックリストについて
- 7-1. 事業の実施における考え方
- 7-2. 事業実施における規模と感染防止策①（政府の指針）
- 7-3. 事業実施における規模と感染防止策②（政府の指針）
- 8-1.新潟県新型コロナウイルス感染症相談口について
- 8-2.新潟県内各地域保健所について

【更新履歴】

第1版	2020年6月22日	・新規作成
第2版	2021年1月25日	・JFAガイドライン第9版による対照するページの修正 ・活動再開の基準 ・新潟県の指標と考え方 ・事業、活動時の感染防止策の追加
第3版	2021年10月25日	・新潟県の「基準の変更」と政府の「緊急事態宣言後の対応」の修正

1. 活動再開における共通理解事項

- ・ コロナ禍においてサッカー・スポーツ活動の自粛が続く中、今後のWith/Afterコロナにおける活動再開にむけてガイドラインを策定しましたので、事業実施については下記の基本方針を理解し対応を行ってください。

安全最優先



生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリーが安全に活動できる環境になるよう対応をお願いします。

不当な扱い差別等の禁止



県内の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。
また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容させない強い姿勢を示してください

リスペクト



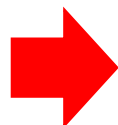
関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応



Beforeコロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

サッカー界の抜本の見直し



今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

2-1. 「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で提言された指標及び目安について (2021年4月15日から移行) 参照：厚生労働省HP



本提言では、「十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化する、感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる」という目標の下、今後想定される感染状況を4つの段階（ステージⅠ～Ⅳ）に区分しています。

ステージⅠ～Ⅳの概要

ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

指標及び目安

以下の指標は目安であり、1つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じることとされています。

なお、ステージⅠ～Ⅱの目安は示されていません。

	医療提供体制の負荷				感染の状況		
	医療のひっ迫具合			10万人 当たりの 療養者数	陽性率	1週間10万人 当たりの 新規陽性者数	感染経路 不明割合
	入院医療		重症者				
	確保病床 の使用率	入院率	確保病床 の使用率				
ステージⅠ	(具体的な数値基準は示されていません)						
ステージⅡ							
ステージⅢ	20%以上 (120床以上)	40%以下	20%以上 (14床以上)	20人以上 (570人以上)	5%以上	15人以上 (428人以上)	50%以上
ステージⅣ	50%以上 (300床以上)	25%以下	50%以上 (35床以上)	30人以上 (855人以上)	10%以上	25人以上 (713人以上)	

※カッコ内は、国の指標を本県の人口に当てはめた値です。

2-2.活動の前提となるコロナウイルス感染状況のステージの確認

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルスの感染状況に応じて4つのステージを設定しています。特に、爆発的な感染拡大状況を指す「ステージⅣ」では、サッカー活動の実施に大きな影響を及ぼし得る「緊急事態宣言」の発出の可能性があることから、新潟県が現在いずれのステージにあるのか、適宜自治体のホームページなどから確認してください。

ステージ	状態	概要	スポーツ活動に関連する主な要請事項
ステージⅠ (感染ゼロ散發段階)	感染者の散發的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	—	—
ステージⅡ (感染新增段階)	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	—
ステージⅢ (感染急増段階)	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ● クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛
ステージⅣ (感染爆発段階)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	<ul style="list-style-type: none"> ● 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。 ● 県境を超えた移動の自粛要請。 ● 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。 ● イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。

2-3.新潟県が示す判断指標と主な対応

※参照 新潟県 <https://www.pref.niigata.lg.jp/>

令和3年10月15日（金曜日）をもって、県独自の警報等の基準を変更します。

基準に基づく対策の全体像（新旧）

【現在の基準に基づく対策の全体像】

新規感染者 数値基準	人口10万人対 0.25人以上/週 <small>新潟県の人口に 換算すると、6人/週</small>	人口10万人対 0.5人以上/週 <small>12人/週</small>	221人/週 <small>人口10万人対 10人以上/週 ⇒(暫定)</small>	334人/週 <small>人口10万人対 15人以上/週 ⇒(実質)</small>	556人/週 <small>人口10万人対 25人以上/週 ⇒(実質)</small>	1334人/週 <small>人口10万人対 25人以上/週 ⇒(実質)</small>
警戒段階	平時	注意報	警報	特別警報	まん防	緊急
警戒段階の実 行や対策等の 目的・趣旨	感染拡大の防止 (医療ひっ迫に至る前に警戒)			医療ひっ迫の抑制		
主な対策等	・基本的感染対策 (長時間でマスク着用等 を継続することは困難)	・感染拡大の注意喚起	・感染拡大対策への協力 の呼びかけ（企業等は 飲み会等を実施制限）	・飲食店等へ時短要請	・不要不急の外出自粛 ・大規模集客施設へ時短 要請	・不要不急の外出自粛 ・休業要請



【新しい基準（暫定）に基づく対策の全体像】

新規感染者 数値基準	223人/週 <small>人口10万人対 10人以上/週(暫定)</small>	556人/週 <small>人口10万人対 25人以上/週(暫定)</small>	今後国の考え方の提示を注視			
警戒段階	平時	警報	特別警報	まん防	緊急	
警戒段階の実 行や対策等の 目的・趣旨	感染拡大の防止 (医療ひっ迫に至る前に警戒)			医療ひっ迫の抑制		
主な対策等	・基本的感染対策（平時から緊急まで常に） ・感染拡大の注意喚起（平時から緊急まで状況に 応じて）	・感染拡大対策への協力 の呼びかけ（企業等は 飲み会等を実施制限）	・飲食店等へ時短要請	・不要不急の外出自粛 ・大規模集客施設へ時短 要請	・不要不急の外出自粛 ・休業要請	

新基準について

県独自の指標と基準の考え方（新）※暫定

指標	段階	警報	特別警報
県内の感染状況		人口10万人あたり 10人以上/週発生 (公表日ベース) かつ 感染経路不明割合 30%以上	人口10万人あたり 25人以上/週発生 (公表日ベース) かつ 感染経路不明割合 30%以上

- ✓ 発令の際は、上記に加え、短期間に改善する見込みがないことや、感染拡大のスピード（新規感染者数の対前週比等）を考慮し専門家の意見を聴いた上で、対策本部会議で決定する。
- ✓ 警報・特別警報は、保健所管区ごとに感染状況を確認し、発令の範囲は専門家の意見を聴いた上で、対策本部会議で決定する。発令は一部地域に対して行うことがある。

警報・特別警報の解除について

- 発令時の基準、医療ひっ迫の状況や感染の減少傾向等を考慮し、専門家の意見を聴いた上で対策本部会議で決定する。

2-3.新潟県が示す判断指標と主な対応

※参照 新潟県 <https://www.pref.niigata.lg.jp/>



令和3年10月15日に警報を解除しました。引き続き、感染防止のため基本的対策をお願いします。

(令和3年10月15日)

警報解除に伴うお願い

県民の皆様、事業者の皆様のご協力に感謝いたします。

県内における感染拡大を防止するため、県は昨年5月に県独自で警報等の基準を策定・運用してきましたが、今年7月頃からの第5波における感染状況、医療体制への負荷、ワクチン接種状況等を踏まえて、警報等の基準の暫定的な見直しを行い、これに伴って、県内の警報を解除(※)します。

しかしながら、県内において感染がなくなったわけではなく、今後も引き続き感染を防止していく必要があることから、当面は、以下のとおりワクチン接種の有無に関わらず、マスクの着用、手指の消毒等の基本的対策の実施等を守っていただくようお願いします。

※ 警報基準の見直しに伴い、注意報を廃止。現在は以下の対策を実施した上で「平時」という整理。

「平時」でも当面守っていただきたいこと

- ✓ ワクチン接種の有無に関わらず、マスク着用、手指の消毒等の基本的感染対策を実施
- ✓ 飲食を伴う会合は、基本的感染対策の実施や体調管理の上、可能な限り以下を遵守
 - ・ 着座形式 ・ 定員50%以下 ・ ワクチン接種者(注)同士で実施(特に大人数で実施するもの) 注:検査で陰性が証明された方も含む
 - ◆ 形式・定員の制限については、今後実証事業により緩和を検討
 - ◆ にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店など、感染防止対策が徹底された店舗の利用を

◎ ワクチン接種による感染予防は100%ではありませんが、発症予防・重症化予防の効果も期待できます。前向きに接種の検討をお願いします。

2. NiFAサッカー活動の目安

政府が示す4区分と新潟県が示す感染警戒レベルをふまえた活動レベルを示します。いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体や学校の方針などを優先的に考慮し、最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提です。

また、この活動レベルがどの段階であるかを問わず、学校の部活・クラブの活動については、設置者（学校等）の指示・要請に従ってください。

※1、※2については、P5・9を参考にしてください。

活動 レベル	状態		活動の範囲	
	新潟県 ※2	政府のステージ ※1	チーム活動：	FA事業：
活動 レベル1	<u>「特別警戒」</u>	<u>ステージⅣ</u> (緊急事態措置)	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
活動 レベル2	<u>「警戒」</u>	<u>ステージⅢ</u> (まん延防止等重点措置)	段階的再開※1 (県境を越えた移動自粛の徹底)	段階的再開※2 (比較的小規模な事業、都道府県内のみ)
活動 レベル3	<u>「平時」・「警戒」</u>	<u>ステージⅡ</u>	原則 再開 (感染が拡大している地域への移動自粛の徹底)	原則 再開 (同一地域に「ステージⅣ」の都道府県が無い場合、感染防止対策の上、地域内活動再開)
活動 レベル4	<u>「平時」</u>	<u>ステージⅠ</u>	原則 再開	原則 再開 (全国、一部制限あり※2)
活動 レベル5	<u>「平時」</u>	<u>ステージⅠ</u>	完全再開	完全再開(全国)

4. 部活動実施上の留意事項について（新潟県保健体育課通知）

部活動実施上の留意事項について（令和3年1月9日時点）

令和3年1月9日（土）から当面の間、新型コロナウイルス感染防止に配慮するため、部活動を行う際には、次の点に留意すること。

- あらゆる活動場面において、密閉空間・密集場所・密接場面を、それぞれ避けること。
- 検温など健康観察を十分に行い、発熱等の風邪の症状がある生徒、部活動顧問や部活動指導員等は活動に参加しないこと。
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守すること。
- 欄外の、【感染拡大防止対策について】を守れないときは、活動を見合わせること。
- 県外への遠征については次のとおりとする。
 - ・緊急事態宣言の対象地域及び感染拡大が見られる道県（北海道、奈良県、沖縄県※）への遠征（大会参加を含む。以下同じ）は、さらに慎重に判断し、極力控えること。
※令和3年1月18日現在。
 - ・その他の県への遠征は、遠征先の直近の感染状況や医療機関の受け入れ状況等を踏まえ、実施の必要性を含め慎重に検討し、実施の可否を判断すること。
 - ・大会参加にあたっては、大会における感染防止対策や、大会関係者に感染者が出た際の対応計画等が十分であることを事前に確認するとともに、大会参加後2週間程度は、参加生徒及び引率教員の健康観察を丁寧に実施すること。
- 県内での活動については次のとおりとする。
 - ・通常の活動は、感染防止対策を一層講じた上で行うことができる。
 - ・部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えること。
 - ・緊急事態宣言の対象地域及び感染拡大が見られる道県にある学校との交流については、さらに慎重に判断し、極力控えること。
 - ・その他の県の学校との交流については、実施の必要性を含め慎重に検討し、実施の可否を判断すること。
 - ・他県から帰省してきた卒業生等との合同練習等は、現下の感染状況等を踏まえ、さらに慎重に判断し、極力控えること。

5-1. コロナ禍におけるサッカー活動実施のにあたって

I 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のステージの確認

1. 再開基準をふまえ、感染状況にともなう活動レベルや自治体・教育委員会など要請を考慮して開催できるかどうかを判断して下さい。
2. 開催する判断を行った後でも、感染状況の変化により中断・中止、縮小、延期などを判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいて下さい。
※政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルス感染状況に応じて、4つのステージを設定しています。

II 競技会開催時の感染予防対策

1. 競技会の主管者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知して下さい。
2. 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、JFAガイドラインの **新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き** と「**NIFAサッカー活動ガイドライン**」を参考にし、参加者の種別や地区・地域の実情に応じた対応が盛り込まれるようにして下さい。



主管者・運営サイド（感染対策責任者）

事前

感染対策責任者の設置

- 健康チェックリストの作成と提出依頼（当日どのような形で提出してもらうかも検討しておく）
- 事前案内（ホームページ、チームへの伝達事項として感染対策責任者と健康チェックリスト提出依頼、役員への伝達事項）
- ◎運営マニュアルの作成（感染予防対策を含めた内容で作成）
- ◎チーム打ち合わせ事項としての内容を事前に各チームへ周知
- ◎運営に関わる役員、会場スタッフ、その他関係者全員に対して事前に周知

参加者への連絡（事前伝達）

- ◆以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（大会、イベント等当日に書面にて確認）
 - ・ 体調が良くない場合（例：発熱・咳咽頭痛などの症状ある）
 - ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - ・ 過去 14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ◆参加者全員のマスク着用
- ◆新潟県サッカー協会が示す注意事項の遵守
- ◆スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- ◆イベント、大会中の他人との接触状況の記憶（どのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど）

メディアへの連絡（事前伝達）

- ◆取材申請を事前に締め切る
 - ・ 会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整
 - ・ 事前対応事項、取材時のソーシャルディスタンスの周知徹底を図る
 - ・ 健康チェックシートを事前に送付し、当日に提出してもらう



主管者・運営サイド（感染対策責任者）

会場

- 感染予防対策の実施会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施
- ・参加選手、スタッフ、大会役員の掌握（健康チェックリストの提出・保管）
 - ・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる
→更衣室・ロッカールーム等、座席を設置する場合は、前後左右1.5～2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する
 - ・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備（手洗い場所、トイレの整備）
 - ・ふき取り消毒ができる用品の用意
 - ・喫煙所を設けない
 - ・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫（掲示物・張り紙・アナウンス・役員によるよびかけ）
 - ・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く
 - ・ゴミの廃棄（ビニール袋に入れて縛り、廃棄）
 - ・ドリンクなどを冷やすためのアイスボックス、イベントクーラーは使用しない。
 - ・飲食売店の運営は、安全対策に十分に配慮した上で判断する。
→ドブ漬けを使用の場合は、手を入れる担当者を決め、専任担当者による受け渡しとする。なお金銭の授受は、担当させない
- ◆参加者がスポーツ、運動を行う場合
- ①十分な距離の確保
 - ②位置取り（前後一直線ではなく並走する）
 - ③唾や痰をはくことは、極力控える
 - ④タオルの共有はしない
 - ⑤ドリンクの回し飲みはしない（グラウンドなどに捨てない）

事後

- 万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認
- ・一般社団法人新潟県サッカー協会 感染対策責任者へ連絡
 - ・健康チェックリスト（チーム参加者 選手名簿 スタッフ名簿）の保管
 - ・役員のチェックリストの保管 ※個人情報の取り扱いに十分注意

チーム感染対策責任者	
事前	<p>感染対策責任者の設置と大会事務局への報告 健康チェックリストの作成と提出準備 ◎大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知</p> <p>◆移動をともなう場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスクの着用。ソーシャルディスタンスの確保・ 移動時の食事は、短時間で済ませることを事前に周知徹底する・ バス移動は、バスの定員の50%まで（目安）をバス会社と相談する <p>◆宿泊をともなう場合</p> <p>→ 事業主体FAと相談して対策を実施する</p>
会場	<p>感染予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 参加選手・スタッフ名簿の提出（過去1週間の発熱の有無・今日の体温・健康状態の一覧）・ 緊急時の連絡体制の確認・ 競技場内における、感染予防行動のチーム関係者（選手・スタッフ・保護者）への確認
事後	<p>万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認→ 大会感染対策責任者へ連絡</p>

選手・チームスタッフ	
事前	<p>日々の検温と日々の体調の記録（毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。） 緊急連絡先の確認 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は、すぐに感染対策責任者に連絡し参加を控える。</p>
会場	<p>○健康チェックリストの提出（チーム感染対策責任者） ○3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗い/マスク着用を確実にを行う ○大会の留意事項を確実にを行う ◆運動を行う場合 ①十分な距離の確保 ②位置取り（前後一直線ではなく並走する） ③唾や痰をはかない ④タオルの共有をしない ⑤ドリンクの回し飲みの禁止</p>
事後	<p>3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。</p>

審判員※委員会派遣審判員除く・技術委員・視察等

事前

日々の検温と日々の体調の記録
体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。

会場

- 健康チェックリストの記入（感染対策責任者の指示に従う）
- 3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗いを確実にを行う
- 大会の留意事項を確実にを行う

事後

3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐに感染対策責任者に連絡する。

※委員会派遣審判員、審判インストラクターは、審判委員会ガイドラインを参照

6. 各種チェックリストについて

競技会・事業開催時に参加者に対し、健康状態の確認をお願いします。

その方法としてチェックリストを活用してください。

競技運営担当者は感染対策責任者とともに、JFAが提示する運営におけるチェックリストを参考に、開催までの事前連絡、会場での感染防止対策グッズの準備、関係者への周知事項などを確認できるチェックリストを作成するなどし、感染防止対策に活用してください。

☆チェックリスト	作成担当
(1)チーム・指導者向け	大会主管者、競技運営委員
(2)運営担当者向け	大会主管者、競技運営委員
(3)参加選手・スタッフ・役員（健康チェックシート）	大会主管者、競技運営委員
(4)講習会向け	技術委員会、種別委員会
(5)審判・審判研修向け	審判委員会
(6)フェスティバル・巡回	グラスルーツ委員会・技術委員会・事業主管者

7-1. 事業の実施における考え方

- 政府が発信する方針や通知、及びそれらを踏まえた各自治体、教育委員会、上位団体等からの要請に応じて、各事業主体FAが事業の実施有無や参加対象者の範囲を判断する
- 事業が2つ以上の自治体間をまたぐ場合には、各自治体の感染状況及びそれぞれの自治体、教育委員会等が発信する要請等を踏まえ、関係者間で協議の上、事業の実施可否等を判断する
- 事業を実施する場合は、当該都道府県、市区町村がいずれのステージにある場合でも、本ガイドラインや各種手引き、各機関が提示する指針等に基づき、感染予防対策を徹底する
- 緊急事態宣言が発出された場合において、特に学校の休校やイベントの開催自粛など、サッカー関連事業に大きな影響を及ぼす強い要請がある場合には、積極的に事業の中止や延期を判断する

※これまで以上に、政府及び各自治体等が示す指針等の把握に努め、内容を十分に理解した上で、それぞれの活動の実施について適切な対応をいただくようお願いいたします。

7-2. 事業実施における規模と感染防止策①（政府の指針）

事業実施における規模については、政府が示す指針に基づいて適切に参加者数等の調整を行ってください。また、規模に応じた感染防止策として、政府の指針にて示されるもののほか、本ガイドラインの各種手引きに記載するものを合わせて実行するよう努めてください。

別紙1・2 出典：
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設使用等に係る留意事項等について」（令和3年1月7日）

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

7-3. 事業実施における規模と感染防止策②（政府の指針）

イベント開催時の必要な感染防止策②

（2）基本的な感染防止等（続き）

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

（3）イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

8-1. 新潟県新型コロナウイルス感染症相談窓口について

新潟県 新型コロナウイルス感染症コールセンター

受付時間	月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時00分
受付電話番号	025-282-1754

このコールセンターは、症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談を受ける窓口です。なお、ご自身の症状に不安がある方は、かかりつけ医または「[新潟県新型コロナ受診・相談センター](#)」にお電話ください。

新潟県 新型コロナ受診・相談センター

受付時間	毎日24時間対応（土日・祝日含む）
受付電話番号	025-256-8275

8-2. 新潟県内各地域保健所について

新潟県内各地域保健所の新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口/帰国者・接触者相談センター

担当保健所・課	管轄地域 (居住地)	電話番号	FAX番号
村上保健所	村上市、関川村 粟島浦村	0254-53-8368	0254-52-2881
新発田保健所	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	0254-26-9651	0254-26-6800
新津保健所	五泉市、阿賀町	0250-22-5174	0250-22-5188
三条保健所	三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町	0256-36-2362	0256-36-2365
長岡保健所	長岡市、見附市、 小千谷市、出雲崎町	0258-33-4932	0258-33-4933
魚沼保健所	魚沼市	025-792-8612	025-792-6381
南魚沼保健所	南魚沼市、湯沢町	025-772-8142	025-772-2190

担当保健所・課	管轄地域 (居住地)	電話番号	FAX番号
十日町保健所	十日町市、津南町	025-757-2401	025-757-2474
柏崎保健所	柏崎市、刈羽村	0257-22-4112	0257-22-4190
上越保健所	上越市、妙高市	025-524-6134	025-524-6998
糸魚川保健所	糸魚川市	025-553-1933	025-552-8800
佐渡保健所	佐渡市	0259-74-3403	0259-74-3333
新潟市保健所 保健管理課	新潟市	025-212-8194	025-246-5672
新潟県福祉保健部 健康対策課		025-280-5200	025-285-8757

* 一般相談窓口と帰国者・接触者相談センターの電話番号・FAX番号は同一です。

* 平日 (8時30分から17時15分) 土・日・祝 (9時から17時)

本ガイドラインは、今後の新潟県内の状況、JFAや日本スポーツ協会などの上位団体のガイドラインに変更があった場合や、政府や県・市町村の方針などにより、NiFAが必要と判断した場合に、随時更新・改訂を行うものとします。